

# 青森県報

第十五号

令和元年  
六月七日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 液化石油ガス販売事業者の認定…………… (消防保安課) …… 一
- 喀痰吸引等業務の登録…………… (高齢福祉課) …… 一
- 特定行為業務の登録…………… (同) …… 一
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (保健衛生課) …… 二
- 新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第八条第一項の規定による民間事業者の選定に係る一般競争入札…………… (都市計画課) …… 二
- 出先機関
- 土地改良区の役員の退任…………… (中南地域) …… 七
- 土地改良区の役員の就任及び退任…………… (三八地域) …… 七
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (同) …… 八
- 右 同…………… (上北地域) …… 八

## 告

## 示

### 青森県告示第百七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第二項第一号の規定により告示する。

令和元年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称 株式会社ばるじゃ サービス	代表者の氏名 佐々木 福栄	住 所 八戸市大字豊崎町字中村一 七の一	認 定 年 月 日 令和 元・五・三
----------------------------	------------------	----------------------------	-----------------------------

### 青森県告示第百八号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和元年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 〇三三〇 一〇五	登録年月日 令和 元・五・二六	氏名又は 名称 社会福祉 法人フア ミリー	住 所 三戸郡五 戸町大字 の姥堤三 四	事 業 所 名 称 ハビネス ながわ	所 在 地 三戸郡南 部町大字 下名久井 一川原一 の	業務開始 年 月 日 令和 元・五・二六	備 考 介護老人 福祉施設
---------------------	-----------------------	-----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------	--	-------------------------------	---------------------

### 青森県告示第百九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用す

る同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和元年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

〇三〇〇二 二五二	令和 元・五・二六	社会福祉 法人フ ァ ミリー	三戸郡五 戸町大字 の姥堤三 一四	ハビネ ス ながわ	三戸郡南 部町大字 久井前 字劍吉の 一川原	令和 元・五・二六	介護老人 福祉施設
登録 番号	登 録 日 録	氏名 又は 称	住 所	事 業 名 称	所 在 地	業 務 開 始 日	備 考

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和元年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
イナビル吸入粉末剤20mg 七万五千容器
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県健康福祉部保健衛生課  
青森市長島一丁目一の1
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和元年五月二十日

五 契約の相手方の名称及び住所

第一三株式会社

東京都中央区日本橋本町三丁目五の一

六 契約金額

六千三百七十四万七千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

国内で唯一当該物品を販売している者を契約の相手方としたものである。

新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営事業に係る民間資金等の活用による  
公共施設等の整備等の促進に関する法律第八条第一項の規定による民間事業者  
の選定に係る一般競争入札

次のとおり民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により民間事業者を一般競争入札により選定し、契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和元年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 事業名 新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営事業
- 2 事業場所 青森市大字宮田外 地内
- 3 事業期間 令和二十一年三月三十一日まで
- 4 事業の概要 入札説明書による。
- 5 予定価格 百六十八億三千三百九十九万二千元（消費税及び地方消費税を  
含む。）
- 6 本事業は、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札  
者とする総合評価一般競争入札の方法による。
- 二 一般競争入札に参加する者に必要な資格

1 入札参加者の構成

(一) 本事業の入札参加者は、新青森県総合運動公園に新たに整備する水泳場(以下「新水泳場」という。)の設計業務に当たる者(以下「設計に当たる者」という。)、新水泳場の工事監理業務に当たる者(以下「工事監理に当たる者」という。)、新水泳場の建設業務に当たる者(以下「建設に当たる者」という。)、青森市宮田地区の新青森県総合運動公園(以下、「新運動公園」という。)

及び同市安田地区の青森県総合運動公園運動施設区域(以下、「運動公園」という。)の運営業務に当たる者(以下「運営に当たる者」という。)並びに新運動公園及び運動公園(以下「両運動公園」という。)の維持管理業務に当たる者(以下「維持管理に当たる者」という。)を含む。

(二) 同一の者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設に当たる者と工事監理に当たる者については兼ねることができない(その者の子会社又は親会社を含む。)

※ 「子会社」とは、会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいい、「親会社」とは、会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。

(三) 入札参加者のうち、特別目的会社(以下「SPC」という。)に出資を予定し、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を構成員とし、構成員以外の者で、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を協力企業として位置付け、参加表明書提出時に構成員、協力企業及びこれらの者の担当業務(新水泳場の設計、工事監理、建設、両運動公園の運営及び維持管理)を明らかにすること。

(四) 入札参加者は、参加表明書提出時に構成員の中から代表企業を定め、必ず代表企業が入札参加手続を行うこと。

2 入札参加者の参加資格要件(共通)

入札参加者の構成員及び協力企業は、いずれも次に掲げる要件を満たすこと。

(一) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第九条の各号のいずれにも該当しない者であること。

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四に規定する者に該当しない者であること。

(三) 参加表明書の受付締切日から開札の時までの期間において、青森県の指名停止措置を受けていない者であること。

(四) 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(五) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(六) 破産法(平成十六年法律第七十五号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(七) 参加表明書の受付締切日から開札の時までの期間において、青森県建設業者等指名停止要領(平成二年六月二十八日青監第六百三十三号)別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件及び県の物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日青管第九百十二号)別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に当該指名停止要領に基づく指名停止の措置が行われた者を除く。)がない者であること。

(八) 手形交換所における取引停止処分を受けているなど経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(九) 青森県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(十) 青森県暴力団排除条例(平成二十三年青森県条例第九号)の規定に該当しない者であること。

(十一) 青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第二百二十八条に規定する一般競争入札に参加できない者でないこと。

(十二) 新青森県総合運動公園水泳場PPP/PFI事業アドバイザー業務(以下「アドバイザー業務」という。)を受託したみずほ総合研究所株式会社、同社がアドバイザー業務の一部を委託している株式会社大建設及び西村あさひ法律事務所、並びにこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者が参加していないこと。

※ 資本面で関連のある者とは、当該企業の百分の五十を超える株式を有する者又はその出資総額の百分の五十を超える出資をしている者及び当該企業が百分の五十を超える株式を有する者又は出資総額の百分の五十を超える出資をしている者をいい、人事面で関連がある者とは、代表権を有する役員が当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(十三) 本事業に係る他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加していないこと。

(四) 新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営事業PFI事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員が属する企業若しくはその企業と資本面又は人事面で関連のある者でないこと。

3 各業務に係る入札参加者の参加資格要件

(一) 設計に当たたる者

(1) 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条第一項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けていること。

(2) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(昭和五十八年二月青森県規則第六号)第三条第二項第二号に規定する建築関係建設コンサルタント業務について、同規則第五条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定を受けていること。

(3) 平成十一年四月一日以降に完成引渡しが完了したもので、次に掲げるいずれかの実績を有していること。なお、共同企業体の構成員としての実績を含むものとする。また、この実績は、設計に当たたる者が複数の場合は、そのうちの二者が有すればよいものとする(イについては二者で分担して有する場合も可能とする)。

ア 積雪寒冷地における二十五メートル以上の屋内公認プールの実施設実績

イ 積雪寒冷地以外の地域における二十五メートル以上の屋内公認プールの実施設実績、かつ積雪寒冷地において延床面積二十平方メートル以上の屋内施設(体育館など大空間を有するもの)の実施設実績

※1 公認プールとは、公益財団法人日本水泳連盟の公認競泳プールをいう。以下同じ。

※2 積雪寒冷地とは、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法による積雪地域若しくは寒冷地域、又は豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地帯をいう。以下同じ。

(二) 工事監理に当たたる者

工事監理に当たたる者は(一)の設計に当たたる者と同様の要件若しくは同等の工事監理実績を満たすこと。

(三) 建設に当たたる者

青森県建設工事の競争入札に参加する資格等に関する規則(平成二年三月青森県規則第十八号)第五条第一項の規定により一般競争入札に参加する資格が

あると認定された者であること。

(1) 建築工事に当たたる者

ア 平成三十・三十一年度青森県有資格建設業者名簿において、建築一式工事に登録されている者であること。

イ 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十七条の二十三第一項に定める経営事項審査において直近かつ有効な建築一式工事の総合評定値が千二百点以上であること。なお、建築工事に当たたる者が複数の場合の総合評定値については、そのうちの二者が千二百点以上であればよく、他の者は総合評定値が八六〇点以上であればよいものとする。

ウ 平成十六年四月一日以降に完成引渡しを完了した請負金額十億円以上の公共施設の新築建築物の建築一式工事の施工実績を有していること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率二十パーセント以上の場合に限る。なお、この実績は、建築工事に当たたる者が複数の場合は、そのうちの二者が有すればよいものとする。

エ 平成十一年四月一日以降に完成引渡しを完了したもので、次に掲げるいずれかの施工実績を有していること。この実績は、建築工事に当たたる者が複数の場合は、そのうちの二者が有すればよいものとする(②については、二者で分担して有する場合も可能とする)。また、共同企業体の構成員としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

① 積雪寒冷地における二十五メートル以上の屋内公認プールの施工実績

② 積雪寒冷地以外の地域における二十五メートル以上の屋内公認プールの施工実績、かつ積雪寒冷地において延床面積二十平方メートル以上の屋内施設(体育館など大空間部分を有するもの)の施工実績

(2) 電気設備工事に当たたる者

ア 平成三十・三十一年度青森県有資格建設業者名簿において、電気工事に登録されている者であること。

イ 建設業法第二十七条の二十三第一項に定める経営事項審査において直近かつ有効な電気工事の総合評定値が七百七十点以上であること。

ウ 平成十六年四月一日以降に完成引渡しを完了した請負金額二億円以上の公共施設の新築建築物の電気工事实績を有していること。ただし、共同企

業体の構成員としての施工実績は、出資比率二十パーセント以上の場合に限る。

(3) 機械設備工事に当たる者

ア 平成三十・三十一年度青森県有資格建設業者名簿において、管工事に登録されている者であること。

イ 建設業法第二十七条の二十三第一項に定める経営事項審査において直近かつ有効な管工事の総合評定値が七百七十点以上であること。

ウ 平成十六年四月一日以降に完成引渡しを完了した請負金額三億円以上の公共施設の新築建築物の管工事実績を有していること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率二十パーセント以上の場合に限る。

(4) 土木工事に当たる者

ア 平成三十・三十一年度青森県有資格建設業者名簿において、土木一式工事に登録されている者であること。

イ 建設業法第二十七条の二十三第一項に定める経営事項審査において直近かつ有効な土木一式工事の総合評定値が八百六十点以上であること。

(四) 両運動公園の運営に係る入札参加者の参加資格要件

平成十六年四月一日以降に、屋内プールを含むスポーツ施設に係る一年以上の運営実績を有すること。なお、この実績は、両運動公園の運営業務を行う者が複数の場合は、そのうちの二者が有すればよいものとする。

(五) 両運動公園の維持管理に係る入札参加者の参加資格要件

(1) 県の役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿において、建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係るものに掲載されている者であること。

(2) 平成十六年四月一日以降に、屋内プールを含むスポーツ施設及び都市公園に係る一年以上の維持管理実績を有すること。なお、この実績は、両運動公園の維持管理業務を行う者が複数の場合は、そのうちの二者が有すればよいものとし、屋内プールを含むスポーツ施設と都市公園の実績は同一の実績でなくともよい。

三 入札手続

1 担当公所及び所在地

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部都市計画課公園グループ

電 話 〇一七―七三四―九六八四

F A X 〇一七―七三四―八一九六

E-mail [toshikei@pref.aomori.jp](mailto:toshikei@pref.aomori.jp)

2 入札公告（入札説明書等の公表）

令和元年六月七日から同年十一月十五日までの間において青森県土整備部都市計画課ホームページからダウンロードできる。

URL:<http://www.pref.aomori.jp/soshiki/kendo/toshikei/index.html>

3 参加表明書等の受付

入札に参加しようとする者は、参加表明書等を提出すること。なお、必要とする書類を期限までに提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(一) 受付期間 令和元年八月五日午前九時から同月九日午後五時まで

(二) 提出方法 持参又は郵送（配達記録が残る方法に限るものとし、提出期間内に必着すること。）によるものとする。

(三) 提出先

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部都市計画課公園グループ

電 話 〇一七―七三四―九六八四

F A X 〇一七―七三四―八一九六

E-mail [toshikei@pref.aomori.jp](mailto:toshikei@pref.aomori.jp)

4 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、参加表明書等を提出した入札参加希望者の代表企業に対して、令和元年八月三十日までに書面により通知する。

5 入札提出書類等の受付

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札時の提出書類（以下「入札提出書類等」という。以下同じ。）を次のとおり提出すること。

(一) 提出期間 令和元年十一月十五日 午前九時から午前十二時まで

（ただし、郵送の場合は、十一月十一日から同月十四日までに必着すること。）

(二) 提出先

青森市長島一丁目の一

青森県県土整備部都市計画課公園グループ

電話 〇一七―七三四―九六八四

FAX 〇一七―七三四―八一九六

Email toshikei@prefaomori.jp

(三) 提出方法 持参又は郵送(配達記録が残る方法に限るものとし、提出期間内に必着すること。)によるものとする。

(四) 開札日時 令和元年十一月十五日 午後三時

(五) 開札場所 青森県県土整備部入札室(予定)

(六) 開札方法

開札は、代表企業の代表者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、代表企業の代表者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に係らない県職員を立ち会わせて行う。なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

(七) ヒアリング

入札提出書類等の審査に当たって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、入札参加者に対するヒアリングを実施する。実施する場合の実施時期は令和二年一月頃を予定している。日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。

四 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、県により入札参加資格の確認を受けた者であっても、確認後、入札参加資格を失った場合は、入札を無効とする。

1 青森県財務規則第四百二十二条の規定に該当する入札

2 資格確認申請書、提出した資料等に虚偽の記載をした者の入札

3 入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

五 審査

最優秀提案者の選定に当たっては、審査委員会において行う。審査委員会は、加算審査点及び価格審査点の合計点を総合評価点とし、総合評価点の最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。総合評価点の最も高い提案が二以上ある場合は、加算審査点が高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。加算審査点が同点の場合、「(2) 施設整備に関する事項」の点数が高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。上記を考慮してもな

お、総合評価点が同点扱いとなる提案が二以上ある場合には、当該入札参加者によるくじ引きにより最優秀提案者を決定する。

1 予定価格の制限の範囲内をもって有効な入札を行った者の提案内容について(一)から(四)までの評価項目ごとの評価基準に従い点数を付与し、その合計点を加算審査点(最大七百点)とする。付与する点数は、評価に応じ、評価項目ごとの配点にA評価一・〇〇、B評価〇・七五、C評価〇・五〇、D評価〇・二五又はE評価〇・〇〇を乗じて得た値とする。

(一) 事業実施に関する事項

(1) 事業の取組方針及び事業の業務体制 配点五十点

(2) 事業計画 配点三十点

(3) 各種リスクへの対応 配点三十点

(4) 地域経済への配慮 配点四十点

(二) 施設整備に関する事項

(1) 施設整備方針の適切性 配点三十点

(2) 施設配置及び外部計画の適切性 配点五十点

(3) 施設計画の有効性 配点七十点

(4) 構造、防犯及び防災性 配点四十点

(5) 環境性、保全及び経済性 配点六十点

(三) 運営に関する事項

(1) 開業準備業務 配点二十点

(2) 運営業務 配点八十点

(四) 維持管理に関する事項

維持管理業務 配点百点

2 価格審査の点数化方法

価格審査については、入札金額を次の方法で得点化する。価格審査点の計算に当たっては、小数点第三位以下を四捨五入する。

価格審査点 $\parallel$ 価格審査の配点(三百点) $\times$ 最も低い入札参加者の入札金額(税込) $\div$ 入札参加者の入札金額(税込)

六 落札者の決定

県は、審査委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。

七 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金

入札保証金は免除する。

2 契約保証金

納付すること。ただし、詳細については事業契約書(案)を参照すること。

八 契約の締結

1 基本協定の締結

県と落札者は、入札説明書等及び入札提案書類に基づき基本協定を締結する。

この基本協定の締結により、落札者を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者とする。

2 仮契約の締結

県は、基本協定に基づいて選定事業者が設立したSPCと本事業についての仮契約を締結する。

3 事業契約に係る議会の議決(本契約の締結)

仮契約は、令和二年六月(予定)の県議会の議決を経て本契約となる。

4 費用の負担

契約の手續に係る落札者又は選定事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、落札者又は選定事業者の負担とする。

九 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨は、契約当事者に関する記載部分を除き、日本語及び日本国通貨とする。

2 この公告に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、青森県財務規則その他青森県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

3 その他詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Subject matter of the contract:

Shin-Aomori Prefectural Comprehensive Athletic Park swimming pool

Development Project

2 Submission period for documents declaring intent to participate

In bidding:

August 5, 2019 9:00(JST)to August 9, 2019 17:00(JST)

3 Submission period for bidding documents and proposal documents:

November 15, 2019 9:00 to 12:00(JST)

4 Contact address for tender documentation:

Urban Planning Division

Department of Land and Infrastructure

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima, Aomori-shi, Aomori Prefecture 030-8570 Japan

TEL 017-734-9684(Direct Line)

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、目屋土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年六月七日

中南地域県民局長 小野正人

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	佐々木康栄	弘前市大字中野字下豊田二八の二	平成二六・一〇・三

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、三戸土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

